

個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

介護保険制度におけるマイナンバー利用事務については、申請・届出書にマイナンバーの記載欄を設けており、原則としてマイナンバーを記載していただく必要があります。

また、マイナンバーを受け取る際は「本人確認」及び「番号確認」を行うことが義務付けられておりますので、提出の際は以下の「身元確認書類」と「番号確認書類」が必要となります。

なお、マイナンバーを記載いただけない場合でも、有効な申請・届出として取扱います。

身元確認書類

● 1点のみの確認で良いもの（官公署発行の顔写真付きのもの）

個人番号カード／運転免許証／運転経歴証明書／旅券（パスポート）／

身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／愛の手帳（療育手帳）／在留カード など

● 2点以上の確認が必要なもの（官公署発行の顔写真付きでないもの）

介護保険被保険者証／介護保険負担割合証／介護保険負担限度額認定証／

医療保険被保険者証／年金手帳・基礎年金番号通知書・年金証書／各種医療証／

生活保護受給証明書 など

※ 「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されている必要があります。

番号確認書類

●個人番号カード／通知カード／個人番号が記載された住民票の写し

郵送で申請・届出する場合

「身元確認書類」及び「番号確認書類」のコピーを添付してください。

※ 「医療保険の被保険者証」を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は確認できないようマスキング等したもの添付してください。

代理人が申請・届出する場合

「本人の番号確認書類」、「代理人の身元確認書類」及び「代理権の確認書類（※）」が必要です。

※ 委任状、または、上記の身元確認書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類

問合せにつきましては、手続きごとに異なりますので提出先にお問い合わせください。